

真珠の会規約

第1条（名称）

本会の名称は「真珠の会」と称し、事務所を会長宅に置きます。

第2条（目的）

平和・人権・憲法を学び、語り合い、情報を発信し、住みよい町や地域づくりに寄与します。

第3条（組織）

本会は、会津全域の住民を対象に呼びかけ、本会の趣旨に賛同する者をもって組織します。

第4条（入会）

第3条の条件を満たしていれば、誰でも自由に入会できるものとします。

第5条（退会）

退会は本人の自由とします。

第6条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- 1) 講演会、学習会などを開催すること
- 2) 交流会を開催すること
- 3) 演劇・映画・音楽会などを開催すること
- 4) 目的に適うさまざまな取り組みについて情報を提供し、支援すること
- 5) その他、本規約第2条の目的にそった事業を開催すること

第7条（役員）

本会には、次の役員を置きます。

- | | |
|----------|-----|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 副会長 | 3名 |
| 3) 事務局長 | 1名 |
| 4) 事務局次長 | 2名 |
| 6) 会計 | 3名 |
| 7) 幹事 | 若干名 |
| 7) 会計監査 | 2名 |

第8条（役員職務）

- 1) 会長は会を代表し、会の全般について統括します。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故または特別な事由で不在のときは、これを代行します。
- 3) 事務局長は会長を助け、事務局の仕事をを行います。
- 4) 事務局次長は事務局長を助け、事務局の仕事をを行います。また事務局長が事故または特別な事由で不在のときは、これを代行します。
- 5) 会計は、会計に関する仕事をを行います。
- 6) 幹事は役員会に出席し、本会に関する重要事項を審議し、事業の運営にあたります。
- 7) 会計監査は本会の財務業務を監査し、その内容を総会で報告します。

第9条（任期）

役員任期は1年とします。ただし、再任を妨げません。

第10条（総会及び役員会）

総会は毎年1回、役員会は必要に応じて会長が招集し、次の事業を審議します。

- 1) 規約の改定
- 2) 事業計画および予算
- 3) 事業実績報告および決算
- 4) 選考委員会の提案による役員選任
- 5) その他本会の運営に関する事項

第11条（経費）

本会の運営経費は会費、協力金、補助金などをもって充てます。

第12条（会費）

会費は本会の運営のため、年会費2000円を納めることとします。

第13条（事業および会計年度）

本会の年度は、1月1日から12月31日までとします。

付則 この規約は2004年10月23日から施行します。